

福島第1原子力発電所事故における自主避難の背景と本質

中部学院大学 大友 信勝 (715)

〔キーワード〕 避難情報、母子避難、避難生活

1. 研究目的

本研究は、福島第1原子力発電所事故（以下、「原発事故」と略）における自主避難の背景と本質を明らかにすることを目的としている。なぜならば、自主避難問題に原発事故の本質と課題があると考えるからである。東日本大震災（2011年3月11日）は、歴史的な自然災害であるが、福島県が岩手県、宮城県と決定的に違うのは原発事故の有無である。東日本大震災から今なお、自らの故郷と自宅に帰れない人々があり、帰還の目途が立っていない地域があるのは福島県だけである。原発事故は社会的事故であり、人災である。歴史的な自然災害に対して、原発事故は何が違うのか。ここでは、「災害と社会福祉」を意識し、自主避難に焦点をあて、原発事故の経過を実証的に分析し、特徴と問題点を明らかにしたいと考えている。

2. 研究の視点および方法

第1に、原発は安全神話によって成立し、稼働していた。原発事故は、避難情報との関連でみると安全神話の影響がどうであったのか。住民に対して、適切な情報が政府、東京電力から迅速に伝えられたのか。避難情報の混乱はどのような要因によって生じたのか。この点の分析と究明が必要である。

第2に、原発事故における避難の実態と特徴を分析し、最も困難な立場におかれている自主避難の背景や性格を明らかにする課題がある。

第3に、自主避難の生活上の困難を調査し、生活問題の本質を追求し生活再建に向けた課題や支援のあり方について考察する。

研究方法は、2013年8月27日～30日に実施した自主避難をしている母親へのインタビュー調査、自主避難者へのアンケート調査を中心に、自主避難の理由、生活上の困難を明らかにする方法をとった。

3. 倫理的配慮

本研究は、「日本社会福祉学会研究倫理指針」を遵守し、個人情報保護と適切な配慮を行った。インタビュー調査、アンケート調査にあたり、事前に調査の内容、目的等を示し、研究目的以外にデータを使用しないこと、個人、地名等が特定化されない処置をとることを説明し、その了解のもとで実施した。調査結果、分析については、研究チームによって再度検討し、個人や地域が特定されない記述であることを確認した。

4. 研究結果

(1) 避難情報の問題点

1) 緊急時避難（2011年3月11日～3月15日）

2011年3月11日、避難指示の第1報は福島県知事からであった。政府は大震災の当日、官房長官が「放射能が漏れている状況ではなく、念のためです」と説明している。その間に避難指示区域は、第1原発から半径2kmから3km、さらに10kmへと拡大する。3月12日、午後3時に1号基が爆発し、20kmに拡大、3月14日に3号基、3月15日に4号基が相次いで爆発し、30kmの範囲に屋内避難指示がでている。東京電力社長が3月13日に初めて記者会見し「(放射線量は)直ちに人体に影響がでるレベルでない」と強調している。緊急時情報は安全神話で固められている。

2) 距離基準から放射線量基準への変更（2011年3月23日～6月17日）

なぜ距離基準から放射線量基準に変更されたのか。それは、緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による放射能試算結果の公表（3月23日）が変更の理由である。放射性物質が気象条件、風向き、地形からどのように拡散していくのか試算するSPEEDIをもち、3月11日から計測していながらデータの公表をしていなかった。このため、このデータが最も放射線量の放出が多かった時期の避難指示に全くいかされなかった。データの公表から、30kmを超える地域に「ホットスポット」が点在していることが判明する。追い打ちをかけるように文部科学省は4月19日、年間被曝許容量20mmシーベルトを子どもに許容する通知をだし、小さな子どもをもつ親たちや妊産婦の自主避難への動きが活発となる。

3) 避難区域の再編（2011年12月16日～2013年12月）

避難指示区域は放射線の線量に応じて①5年以上戻れない帰還困難区域（年間放射線量50mmシーベルト超）、②数年で帰還を目指す居住制限区域（年間放射線量20mm～50mmシーベルト）、③早期の帰還を目指す避難指示解除準備区域（年間放射線量20mmシーベルト以下）の3区域に再編された。この再編は直接避難区域からの避難であり、第一次避難地域に限定されている。福島県からの自主避難（第二次避難地域）、関東圏等からの自主避難（第三次避難地域）は入っていない。再編期に「子ども被災者支援法基本方針」（2013年10月11日）が市民団体や自主避難の人々の声を反映して策定されている。避難指示区域を除く施策がどう拡充していくのが課題になったからである。

4) 全員帰還断念への方針転換（2013年12月20日～現在）

この時期は、現局面であるが、帰還への「時間軸」を外している。地域から「引き裂く」のではなく、「断念」させ「金で解決する」方法への転換である。早期帰還を目指し、除染等の放射能廃棄物の中間貯蔵施設等へ事態は推移し、自主避難への不安をもつ人々へ寄り添う動きがみられない。

(2) 自主避難の背景と性格

自主避難は原発情報の操作や隠蔽、距離基準からホットスポットの存在等が表面化するに及んで小さな子どもをもつ母親たちの不安とつながり、拡大をみせる。文部科学省による20mmシーベルトを子どもに許容する通知はさらに不安をあおったことが母親たちから話されている。自主避難者は、情報に翻弄され、市民団体や支援団体の情報、ネットワークを頼りに子どもの安全を第一に考え、「国が説明責任を果たせていたなら、自主避難はなかった」といっている。ホットスポットがわかっても安全神話を繰り返され、自主避難への選択をしたことが調査から浮かび上がってくる。

(3) 自主避難者の生活上の困難と課題

自主避難は、最も多いのが母子避難の形態をとっている。自主避難の有無に関わらず、小さな子どもをもつ母親や妊産婦がどれほど精神的に追い詰められたかが共通して浮かび上がってくる。母親たちは、自主避難に多くの不安や困難を背負って踏み切っており、経済的困難、子育ての不安、家族との関係等、子どもを守ることを最優先にして決断したことがわかる。

5. 考察

原発事故は、社会的事故であり、人災である。原発避難情報の経過と内容を分析すれば、初期情報に多くの操作、隠蔽、安全神話による人々の混乱と分断があり、自主避難に正しい情報を求めた人々の動きがみられる。特に、小さな子どもをもつ母親たちと妊産婦が不安を抱えながら自主避難に反応し、決断したことがわかる。しかし、被害補償は避難指示区域に限定し、第二次避難地域～第三次避難地域の自主避難が対象になっていない。「子ども被災者支援法」は、「避難の権利」を認めさせた点に意味があるものの、経済的困難や生活上の課題を保障する内容になっていない。自主避難の背景や本質から原発事故をみると、被害補償の欠落が問題となっている。自主避難問題は経済的困難、子育て支援をはじめ、二重生活に伴う物心両面の生活困難をあわせもっており、その点に対する相談支援のあり方等を社会的に訴えていく課題がある。